

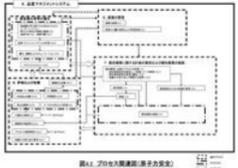
再処理事業指定本文 9 号の品質管理基準規則等との比較表【日本原燃株式会社 再処理施設】

※下線部は品質管理基準規則の要求事項の該当箇所を示す。

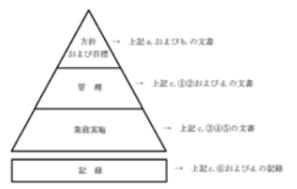
No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
1.			再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。		第●章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	用いる用語の違いによる差異
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	A. 目的	(品質保証計画) 第 4 条の 3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程 (以下「JEAC4111-2009」という。)に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載を割愛する。)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。		品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	保安規定第 3 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。
4.						
5.						
6.	(適用範囲)		B. 適用範囲		2 適用範囲	
7.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	用いる用語の違いによる差異
8.						
9.	(定義)		C. 定義		3 定義	
10.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。		品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	用いる用語の違いによる差異
11.						
12.						
13.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。					
14.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					
15.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動					

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	及び手順をいう。					
16.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。				
17.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。				
18.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。				
19.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)				
20.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。					
21.						
22.						
23.						
24.						
25.						
26.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。					
27.						
28.			a.再処理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。		(1)再処理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。	
29.						
30.			b.組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、再処理施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。			保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載。
31.					(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又	保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
					は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (原子力施設情報公開ライブラリー) のことをいう。	載。
32.						
33.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム		4 品質マネジメントシステム	
34.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第 4 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項		4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	
35.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。		(1)第●条 (保安に関する組織)に定める組織 (以下「組織」という。) は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し計画通りに保安活動を実施した結果計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その品質マネジメントシステムを継続的に改善する」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	事業指定においては、C. 定義に、「組織」の定義を記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
36.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	第 10 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、保安のための重要度に応じて品質保証の要求事項を適用する程度について、次の各号に定める事項を考慮した「再処理事業部 品質重要度分類基準 (要領)」を定め、文書化する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載
37.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		(イ)再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	(1) プロセス及び再処理施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度 (2) プロセス及び再処理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 運転開始後の再処理施設の保守及び取替の難易度	a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	
38.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象 (故意によるものを除く。) 及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	(ロ)再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ		b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象 (故意によるものを除く。) 及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
39.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響		c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
40.						
41.						
42.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。		(c)組織は、再処理施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。		(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	
43.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。		(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次の事項業務を実施する。	
44.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。		a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	
45.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。		b. プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図(原子力安全)を図●に示す。 	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な図を記載
46.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。		c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
47.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		(ニ)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	
48.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
49.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。		f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
50.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
51.						
52.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において	9 第 4 項第 8 号に規定する「原	(フ)原子力の安全とそれ以外の事項において		h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意	保安規定においては、品質管理基準

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。		意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)	規則の解釈を反映
53.						
54.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	1 0 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ・原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(e)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。		(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。(「健全な安全文化を育成し、維持する」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。) a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
55.						
56.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。		(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
57.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
58.						
59.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化		4.2 品質マネジメントシステムの文書化	
60.			(a)一般		4.2.1 一般	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制 (文書及び記録の管理) 第 9 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ所管する業務に関し、「 <u>全社品質保証計画書</u> 」に基づき、この規定に基づき定める保安に関する文書を管理する方法について、次の事項を含む「 <u>監査室 文書管理要領</u> 」、「 <u>安全・品質本部 文書管理要領</u> 」及び「 <u>再処理事業部 文書管理要領</u> 」を定め、文書化する。	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
61.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図●に示す。 	保安規定においては、具体的な図●を記載	
62.	一 品質方針及び品質目標		(イ)品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標		
63.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書 (以下「品質マニュアル」という。)		(ロ)品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメント規程」	保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	
64.						
65.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(ハ)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した記録を含む文書 	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載	
66.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(ニ)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等 (以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書 	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載	
67.						
68.						
69.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(b)品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル		
70.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	第 4 条の 3 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、JEAC4111-2009 に定める管理責任者として、全社品質保証計画書の効果的な運用のために必要な事項を、それぞれ「 <u>監査室全社品質保証計画書運用要則</u> 」、「 <u>安全・品質本部全社品質保証計画書運用要則</u> 」及び「 <u>再処理事業部全社品質保証計画書運用要則</u> 」に定める。	保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	
71.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
72.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
73.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲		c.品質マネジメントシステムの適用範囲	
74.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	
75.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係		e.プロセスの相互の関係	保安規定においては、具体的な図を記載
76.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理		4.2.3 文書の管理	差異なし
77.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	■ 第 9 条第 1 項に記載あり (1) 文書の体裁（保安規定上の位置付けの明確化に関する事項を含む。）及び文書の適切性の審査・承認 (2) 文書の識別及び有効な版の識別	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。（ここでいう管理には、承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持、を含む。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
78.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(ロ)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。		(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証活動に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
79.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること		a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
80.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第 2 項第 2 号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第 1 号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。		b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
81.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。		c.a.及び b.の審査及び b.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでいう「部門」とは、組織の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
82.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	
83.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		5)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	
84.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	
85.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	
86.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
87.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理		4.2.4 記録の管理	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
88.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(イ)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	第 9 条第 2 項 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業本部長は、それぞれ所管する業務に関し、「 <u>全社品質保証計画書</u> 」に基づき、この規定に定める記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄について「 <u>監査室 記録管理要領</u> 」、「 <u>安全・品質本部 記録管理要領</u> 」及び「 <u>再処理事業部 文書管理要領</u> 」を定め、文書化する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
89.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。		(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「 <u>品質保証活動に係る文書および記録管理要則</u> 」に定める。	保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
90.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任		5 経営責任者等の責任	
91.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ		5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
92.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	
93.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。		a.品質方針を定めること。	
94.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。		b.品質目標が定められているようにすること。	
95.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。		c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
96.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d) E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	
97.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。		e.資源が利用できる体制を確保すること。	
98.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	
99.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。		g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	
100.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。		h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにすること。	
101.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視		5.2 原子力の安全の確保の重視	
102.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
103.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針		5.3 品質方針	
104.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 11 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすもので	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。		社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(この「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすもので	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
		安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。			あることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	
105.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。		a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
106.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	
107.	三 品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。		c.品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。	
108.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。		d.要員に周知され、理解されていること。	
109.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	
110.						
111.						
112.						
113.			d. 計画		5.4 計画	
114.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標		5.4.1 品質目標	
115.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(品質方針の設定) 第 6 条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化する。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」、「結果の評価方法」を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
116.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(ロ)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(1) 日本原燃株式会社の経営方針及び理念に対して適切なものであること。 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。 (5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。 (4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(ここで「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
117.						
118.						保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
119.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
120.						
121.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たったの計画が策定されているようにしなければならない。		(イ)社長は、品質マネジメントシステムが D. a. の規定に適合するよう、その実施に当たったの計画が策定されているようにする。	(品質目標の設定) 第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たったの計画を策定されているようにする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
122.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(0)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 3 事業部長は、事業部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(ここでいう「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
123.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果		a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
124.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持		2)品質マネジメントシステムの実効性の維持		b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	
125.	三 資源の利用可能性		3)資源の利用可能性		c.資源の利用可能性	
126.	四 責任及び権限の割当て		4)責任及び権限の割当て		d.責任及び権限の割当て	
127.						
128.			C. 責任、権限及びコミュニケーション		5.5 責任、権限およびコミュニケーション	
129.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	(責任及び権限)	5.5.1 責任および権限	
130.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的に改善させるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、原子力安全についての認識を高めさせる。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(ここでいう「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。) 品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位についての具体的な要領は、「職制規程」及び「職務権限規程」による。部門および要員の責任及び権限を定める。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
131.					(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(ここでいう「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
132.					(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である組織を構成する部署から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。	保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
133.						
134.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
135.						
136.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。		社長は、●に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	保安規定においては、他の条文に管理責任者が定められているため、当該条文を引用。
137.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	
138.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(ロ)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	
139.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	
140.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。		d.関係法令を遵守すること。	
141.						
142.						
143.						
144.						
145.	(管理者)	(管理者)	(c)管理者		5.5.3 管理者	
146.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。		(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任および権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任および権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
147.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	
148.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	
149.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	
150.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	
151.	五 関係法令を遵守すること。		5)関係法令を遵守すること。		e.関係法令を遵守すること。	
152.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(ロ)管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。		(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	
153.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	
154.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。		b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	
155.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
156.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	
157.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	
158.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第 3 項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第 3 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第 18 条において同じ。)	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。		(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(この「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
159.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達		5.5.4 組織の内部の情報の伝達	
160.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第 17 条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。		(1)社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるよう次の会議体を設置する。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.安全委員会	保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載
161.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				
162.						
163.			f. マネジメントレビュー		5.6 マネジメントレビュー	
164.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(a)一般		5.6.1 一般	
165.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(社長による評価) 第 8 条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価する。	保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化
166.						
167.						
168.						
169.						
170.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(b)マネジメントレビューに用いる情報		5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
171.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を社長に報告する。 (1) 監査の結果 (2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更 (7) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果 (4) 予防処置及び是正処置の状況 (5) 前回までの社長による評価結果に基づく措置の状況 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (8) 改善のための提案	監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	
172.	一 内部監査の結果		(イ)内部監査の結果		a.内部監査の結果	
173.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(ロ)組織の外部の者の意見		b.組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
174.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(ハ)プロセスの運用状況		c. プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム－要求事項 JIS Q 9001:2015 (ISO9001:2015)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
175.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	(ニ)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果		d.使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	
176.	五 品質目標の達成状況		(ホ)品質目標の達成状況		e.品質目標の達成状況	
177.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による	(ハ)健全な安全文化の育成及び維持の状況		f.健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
		安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。			む。)	
178.	七 関係法令の遵守状況		(ト)関係法令の遵守状況		g.関係法令の遵守状況	
179.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(フ)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況		h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見、不適合その他の事象から得られた教訓を含む)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
180.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(リ)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
181.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(ヌ)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
182.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(ル)部門又は要員からの改善のための提案		k.部門又は要員からの改善のための提案	
183.	十二 資源の妥当性		(ヲ)資源の妥当性		l.資源の妥当性	
184.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	(リ)保安活動の改善のために講じた措置の実効性		m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
185.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置		5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	
186.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(イ)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	(1)社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	
187.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
188.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	(2) 業務の計画及び実施に係る改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
189.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	(3) 資源の必要性	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
190.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善		d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
191.	五 関係法令の遵守に関する改善		5)関係法令の遵守に関する改善		e.関係法令の遵守に関する改善	
192.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
193.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければなら		(ハ)組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。		(3)監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考		
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異	
	ない。					決定をした事項について、必要な措置を講じる。	
194.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	F 資源の管理			6 資源の管理	
195.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保			6.1 資源の確保	
196.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	■ 以下は第 9 章からは削除 (力量、認識及び教育・訓練) 第 120 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号に定める事項を考慮した教育訓練（第 24 条第 1 項において訓練を受ける者が守るべき事項を含む。）について、「監査室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」並びに「再処理事業部 教育訓練要領」及び「再処理事業所再処理施設保安規定運用要領」を定め、文書化する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する者に必要な力量を明確にする。 (2) 必要な力量が不足している場合は、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は、他の処置を講じる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員等が自らの活動の持つ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識できるようにする。 (5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本規定の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	
197.	一 要員		(a)要員			a.要員	
198.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系			b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
199.	三 作業環境		(c)作業環境			c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
200.	四 その他必要な資源		(d)その他必要な資源			d.その他必要な資源	
201.							
202.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	b. 要員の力量の確保及び教育訓練			6.2 要員の力量の確保および教育訓練	
203.							
204.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(a)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。			(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
205.							
206.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。			(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載
207.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(イ)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
208.						
209.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(ロ)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。		b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
210.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(ハ)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	
211.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(ニ)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員に、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	
212.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
213.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
214.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
215.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
216.						
217.						
218.						
219.						
220.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施		7 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	
221.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画		7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	
222.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(a)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 事業部長は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章及び第 8 章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
223.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b)組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。		(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
224.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第 3 項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(c)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。また、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
225.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		(イ)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	
226.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(ロ)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	① 業務に対する品質目標及び要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
227.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	② 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要並びに資源の提供の必要性	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
228.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		(二)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	③ 業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	
229.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	④ 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
230.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(d) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	
231.						
232.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス		7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	
233.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
234.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	
235.						
236.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		(イ) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	
237.	二 関係法令		(ロ) 関係法令		b. 関係法令	
238.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		(ハ) (イ), (ロ) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		c. a. b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	
239.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b) 個別業務等要求事項の審査		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	
240.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(イ) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	
241.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(ロ) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(2) 組織は、(1) の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
242.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
243.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	
244.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
245.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ) 組織は、(イ) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(3) 組織は、(1) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
246.						
247.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(ニ) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
248.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c) 組織の外部の者との情報の伝達等		7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	
249.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の	1 第 2 6 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のため		組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	に、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。		実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。 (「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。)	
250.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法			a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
251.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法			b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
252.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法			c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
253.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法			d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
254.			c. 設計開発		7.3 設計開発	
255.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	(再処理施設の設計)	7.3.1 設計開発計画	
256.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 設計管理要領」を定め、文書化する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(この「設計開発」には、設備、再処理施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載
257.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(ロ)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	
258.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	(1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
259.						
260.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	(2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
261.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	
262.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	
263.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない		(ハ)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	い。					
264.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(二)組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(後述の(3)に以下の記述がある) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。 (4) 使用前に妥当性を確認する。 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	
265.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報		7.3.2 設計開発に用いる情報	
266.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
267.	一 機能及び性能に係る要求事項		1)機能及び性能に係る要求事項		a.機能及び性能に係る要求事項	
268.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	
269.	三 関係法令		3)関係法令		c.関係法令	
270.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4)その他設計開発に必要な要求事項		d.その他設計開発に必要な要求事項	
271.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	
272.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c)設計開発の結果に係る情報		7.3.3 設計開発の結果に係る情報	
273.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(イ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	
274.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	
275.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
276.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		1)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	
277.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	
278.	三 合否判定基準を含むものであること。		3)合否判定基準を含むものであること。		c.合否判定基準を含むものであること。	
279.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	
280.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー		7.3.4 設計開発レビュー	
281.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
282.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	
283.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	
284.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(ロ)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
285.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
286.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証		7.3.5 設計開発の検証	
287.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(イ)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。		(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
288.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
289.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(ハ)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	
290.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(f)設計開発の妥当性確認		7.3.6 設計開発の妥当性確認	
291.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。		(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
292.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(ロ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	
293.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
294.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理		7.3.7 設計開発の変更の管理	
295.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	
296.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	
297.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
298.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(二)組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
299.			d. 調達		7.4 調達	
300.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス		7.4.1 調達プロセス	
301.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(イ)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	<p>■7.4.2 調達要求事項と 7.4.2 調達製品の検証が順不同で部分的に記載されている。(調達)</p> <p>第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 調達管理要領」を定め、文書化する。</p> <p>(2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</p>	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載
302.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	<p>1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</p> <p>2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。</p> <p>3 第 2 項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 	(ロ)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。		(2)調達室長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
303.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根		(ハ)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調	(1) 調達製品の要求事項(物品又は役務)の調達後におけるこれらの維持又は運用に必	(3)調達室長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	抛として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		達物品等の供給者を評価し、選定する。	要な技術情報 (保安に係るものに限る。) の提供に係る要求事項を含む。) を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。	調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
304.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(二)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		(4)調達室長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	
305.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ホ)組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(5)調達室長は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
306.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項 (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報 (原子力施設の保安に係るものに限る。) の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。) を定めなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項 (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報 (再処理施設の保安に係るものに限る。) の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。) を定める。		(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項 (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報 (再処理施設の保安に係るものに限る。) の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。) を定める。	
307.						
308.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項		7.4.2 調達物品等要求事項	
309.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定める。 (5) 供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にする。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	
310.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	
311.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	
312.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	
313.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項		d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
314.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
315.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		6)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
316.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		7)その他調達物品等に必要な要求事項		g.その他調達物品等に必要な要求事項	
317.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(ロ)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。		(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	
318.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	
319.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
320.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(c)調達物品等の検証		7.4.3 調達物品等の検証	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
321.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(イ)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	
322.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	
323.			e. 個別業務の管理		7.5 個別業務の管理	
324.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(a)個別業務の管理		7.5.1 個別業務の管理	
325.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (3) 業務を管理された状態で実施する。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含める。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
326.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(イ)再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	① 保安活動に必要な情報が利用できる。	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「原子力施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」、「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
327.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(ロ)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	② 業務に必要な規定類が利用できる。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	
328.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(ハ)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	③ 適切な設備を使用している。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
329.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(ニ)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
330.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ホ)H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。	⑤ 監視及び測定が実施されている。	e.8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。	
331.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(ハ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	⑥ 業務のリリースが実施されている。	f.品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	用いる用語の違いによる差異
332.						
333.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認		7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
334.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(4) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定により検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合は、その業務のプロセスが計画どおりの結果を出せることについて妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	
335.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。		(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	
336.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
337.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
338.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	
339.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
340.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3) 妥当性確認の方法		c. 妥当性確認の方法 (「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
341.						
342.						
343.	(識別管理)	(識別管理)	(c) 識別管理及びトレーサビリティの確保		7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	
344.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(イ) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(5) 業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	
345.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(ロ) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	
346.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d) 組織の外部の者の物品		7.5.4 組織の外部の者の物品	
347.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。		組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	
348.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e) 調達物品の管理		7.5.5 調達物品の管理	
349.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(6) 調達製品の検証後、要求事項に適合した状態を維持するため、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱い、包装、保管等の措置を行う。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	
350.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理		7.6 監視測定のための設備の管理	
351.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(a) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(7) 業務に対する要求事項への適合性を実証するため、実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にする。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	
352.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b) 組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(8) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合は、測定機器に関して次の事項を実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	
353.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
354.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第 2 3 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(イ) あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること	① 定められた間隔又は使用前に校正又は検証する。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	と。		ること。		(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	
355.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(D)校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	③ 校正状態の識別をする。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	
356.	三 所要の調整がなされていること。		(H)所要の調整がなされていること。	② 機器の調整及び必要に応じ再調整する。	c.所要の調整がなされていること。	
357.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(二)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	④ 測定結果が無効となるような操作ができないようにする。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
358.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	⑤ 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	
359.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(d)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務に対して適切な処置を行う。また、校正及び検証の結果の記録を維持する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
360.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(e)組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。	
361.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(f)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	
362.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(g)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	
363.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	H. 評価及び改善		8 評価および改善	
364.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善		8.1 監視測定、分析、評価および改善	
365.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。		(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
366.						
367.						
368.						
369.						
370.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。		(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(「要員が監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
371.						
372.			b. 監視測定		8.2 監視および測定	
373.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見		8.2.1 組織の外部の者の意見	
374.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握が	(イ)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
		ある。				
375.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	
376.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査		8.2.2 内部監査	
377.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(内部監査) 第 13 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要領」、「安全・品質本部 内部監査要領」及び「再処理事業部 品質監査要領」を定め、文書化する。監査は、年 1 回以上行うものとする。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 (「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)	
378.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	(1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項	a.品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	
379.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持		b.実効性のある実施及び実効性の維持	
380.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(ロ)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
381.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
382.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	4 監査室長は、第 2 項の監査の結果及び前項の措置を社長に報告する。ただし、監査室長の監査に係る報告は、監査室に属さない監査員が行う。 5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第 2 項の監査を実施させる。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	
383.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(ホ)組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	
384.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。		(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要領」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
385.						
386.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象と		(ト)組織は、内部監査の対象として選定され		(7)監査室長は、内部監査の対象として選定	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	して選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		た領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
387.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(f)組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
388.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(c)プロセスの監視測定		8.2.3 プロセスの監視測定	
389.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。		(1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、「機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」、「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
390.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
391.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の方法により、プロセスが E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		(3)組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2 及び 7.1 の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	
392.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	
393.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。		(5)組織は、5.4.2 及び 7.1 の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。	
394.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等		8.2.4 機器等の検査等	
395.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。		(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
396.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。		(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
397.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	
398.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく		(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行	参考	
				保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
	支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしなければならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	
399.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。		(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 (「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。) (「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。)(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
400.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(ハ)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。		(6)組織は、自主検査等について(5)を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。	
401.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	c. 不適合の管理		8.3 不適合の管理	
402.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
403.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。		(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
		含む。			の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。))	標準名を記載
404.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
405.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	① 検出された不適合を除去するための処置をとる。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
406.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	
407.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(ハ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
408.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(ニ)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
409.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(d)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 不適合の性質の記録及び不適合に対処した処置の記録を維持する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	
410.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(e)組織は、(c)(イ)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	
411.				(5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、不適合の内容を公開する。	(6)組織は、再処理施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載。
412.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	d. データの分析及び評価		8.4 データの分析および評価	
413.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(a)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。		(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
414.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	
415.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(イ)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	
416.	二 個別業務等要求事項への適合性		(ロ)個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	
417.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)		c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
418.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(ニ)調達物品等の供給者の供給能力		d.調達物品等の供給者の供給能力	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
419.			e. 改善		8.5 改善	
420.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善		8.5.1 継続的な改善	
421.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。		組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
422.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等		8.5.2 是正処置等	
423.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	
424.						
425.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	
426.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 (4) 必要な処置の決定及び実施 (5) とった処置の結果の記録 (6) とった是正処置の有効性のレビュー	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」、「並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
427.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		ii)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	
428.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	(1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	
429.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	
430.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		4)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。 (「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考		
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異	
						むことを含む。)	
431.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		5)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	
432.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	6)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。			f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を表●に記載
433.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		7)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。			g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
434.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。			(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
435.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(ハ)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。			(3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。(「適切な措置を講ずる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
436.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c)未然防止処置			8.5.3 未然防止処置	
437.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(イ)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	(1)組織は、原子力施設その他の施設(組織内の他施設を含む)の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	
438.							
439.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価 (3) 必要な処置の決定及び実施 (4) とった処置の結果の記録 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		
440.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		
441.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3)必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		
442.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		
443.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		
444.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、第 2 項に定める事象以外の事象について蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を	(2)安全・品質本部長は、(1)に関する事項について、「CAP システム要則」に定める。	保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	現行 保安規定第 1 節の 2 品質保証体制	参考	
					新検査制度 保安規定 (案)	事業指定本文 9 号との差異
				講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第 2 項の各号を満たすように定める 5 監査室長、安全・品質本部長及び事業本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。		
445.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				
446.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 10 条 1 を準用する。				